

人権方針

日本紙工株式会社（以下「当社」という）は、人権尊重の責任を果たすため、「人権方針」（以下「本方針」という）を定めました。当社のすべての役職員はもとより、企業活動にかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たしていきます。

1. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役職員に適用されます。また、お取引先とその関係者の皆様に本方針を理解し、支持していただくことを期待するとともに、サプライチェーン全体で人権尊重の取り組みを推進すべく継続的に働きかけていきます。

2. 適用法令の遵守

当社は、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される人権尊重に関する法令を遵守します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、国際的に認められた人権を尊重します。法令と国際規範に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

3. 人権の尊重

当社は、人権、民族、国籍、出身地、社会的地位、性別、言語、障がい、宗教、信念または信条、性的指向、性自認などに基づくあらゆる種類の差別および嫌がらせ、個人の尊厳を損なう行為を禁止します。また、いかなる形態の強制労働および児童労働も認めません。

4. 人権デューディリジェンス

当社は、人権尊重の責務を果たすために、人権デューディリジェンスの仕組みを構築、人権への負の影響の防止または軽減を図るよう努めます。

5. 救済措置と是正

当社が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組みます。

6. 教育

当社は、すべての役職員が本方針を理解し実践するよう、人権尊重に関する適切な教育を行います。

7. 情報開示とコミュニケーション

当社は、人権尊重の取り組みについてホームページ等で報告していきます。広く社会に情報を開示し、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて社会からの期待に応えられるよう努めます。

制定日：2024年9月1日
日本紙工株式会社
代表取締役社長 林 重 衛